

## 総務常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第136号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	1 目14節、3 目25節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、総合保健センター建設基金積立金、子ども未来基金積立金、5 目、6 目、9 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
	6 項 監査委員費	
7 款 商工費	1 項 商工費	9 目
8 款 土木費	4 項 都市計画費	15節、19節優良建築物等整備事業補助金
10 款 教育費	全部	
12 款 公債費	全部	
第3条 繰越明許費中		
10 款 教育費	全部	
第4条 債務負担行為の補正		市民活動サポートセンター指定管理料、青葉湖展望交流施設指定管理料、課税入力業務委託料、校務パソコン認証システム賃貸借料、南郷図書館等指定管理料

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第5条地方債の補正

議案第142号 令和元年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第152号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第153号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第154号 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第155号 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第167号 指定管理者の指定について

(市民活動サポートセンター)

議案第168号 指定管理者の指定について

(青葉湖展望交流施設)

議案第169号 指定管理者の指定について

(南郷図書館及び図書館情報センター)

○ 請願審査

令和元年請願第1号 新井田小学校へのきこえの教室の設置を求める請願

## 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改めるとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

## 2 改正の主な内容

## ① 一般職の職員

## ア) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げ

## イ) 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ

区分		現 行	改定後	
			(A) 令和元年度改定分 (平成 31 年 4 月 1 日適用)	(B) 令和 2 年度改定分 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
再任用職員を 除く職員	6 月期	0.875 月分	0.875 月分	<u>0.90 月分</u>
	12 月期	0.875 月分	<u>0.925 月分</u>	<u>0.90 月分</u>
	計	1.75 月分	<u>1.80 月分</u>	<u>1.80 月分</u>

## ウ) 勤務 1 時間当たりの給与額算出方法の改正

時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出に寒冷地手当、初任給調整手当を加える（令和 2 年度改定分）

## エ) 改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例

## ② 特別職の職員等

### ア) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ

区分		現 行	改定後	
			(A) 令和元年度改定分 (令和元年 12 月 1 日適用)	(B) 令和 2 年度改定分 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
市民病院事業 管理者を除く 特別職等	6 月期	1.60 月分	1.60 月分	<u>1.625 月分</u>
	12 月期	1.60 月分	<u>1.65 月分</u>	<u>1.625 月分</u>
	計	3.20 月分	<u>3.25 月分</u>	<u>3.25 月分</u>
市民病院事業 管理者	6 月期	1.825 月分	1.825 月分	<u>1.85 月分</u>
	12 月期	1.825 月分	<u>1.875 月分</u>	<u>1.85 月分</u>
	計	3.65 月分	<u>3.70 月分</u>	<u>3.70 月分</u>

### イ) 改正する条例

- ・ 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- ・ 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

## 3 施行期日等

条例の公布日から施行する。

ただし、一般職の職員の改定については平成 31 年 4 月 1 日から、特別職の職員等の改定については令和元年 12 月 1 日から適用し、令和 2 年度改定分については令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

身体障害者等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税種別割の減免申請は、毎年度来庁し  
手続することとしているが、身体障害者等の負担軽減を図るため、来庁せずに申請できるようその  
手続内容を簡略化するためのものである。

### 2 改正の内容

前年度に身体障害者等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税種別割の減免決定を受けた者  
で、前年度と申請事項に変更がなく継続して減免申請をする場合、申請手続を簡略化できる規定を  
第71条の2第2項にただし書きとして加える。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

公布の日

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(身体障害者等の所有する軽自動車等に対する種別割の減免)</p> <p><b>第71条の2</b> 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別授護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。<u>ただし、当該年度の前年度に前項第1号の規定により減免を受けた場合において、その申請事項に異動がないと市長が認めるときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次に掲げる事項のうち市長が定めるものの申請書への記載及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>(身体障害者等の所有する軽自動車等に対する種別割の減免)</p> <p><b>第71条の2</b> 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別授護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。</p>

議案第154号 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

町畑小学校に美保野小学校を統合することにより、美保野小学校を廃止するためのものである。

2 改正内容

(1) 条例中、別表の中から、八戸市立美保野小学校の項を削る。

現行		改正後	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立町畑小学校	八戸市大字大久保字下町畑29番地2	八戸市立町畑小学校	八戸市大字大久保字下町畑29番地2
八戸市立美保野小学校	〃 大字美保野2番地	八戸市立鯨小学校	〃 大字鯨町字上手代森19番地
八戸市立鯨小学校	〃 大字鯨町字上手代森19番地	(略)	
(略)			

(2) 当該条例改正に伴い、八戸市学校給食条例の別表の中から、八戸市立美保野小学校の項を削る。

現行		改正後	
区分	学校給食の実施の対象となる学校	区分	学校給食の実施の対象となる学校
(略)		(略)	
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鯨小学校	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立町畑小学校 八戸市立鯨小学校
(略)		(略)	

3 施行期日

令和2年4月1日